

まちづくりに関する方針の内容を示す図書

(小野地区)

まちづくりに関する方針とは、地区の将来のあり方を示すもので、この方針を守っていくことにより、暮らしやすい魅力的な集落づくりを行っていこうとするものです。

| 【計画の名称】 | | 小野地区まちづくり計画 |
|-------------------------|--------------------|---|
| 【課題と対応方針】 | 【目標・テーマ】 | ～自然と人情が豊かな癒しの郷 小野～ 豊かな自然と昔ながらの温かな人情により、小野に住む人、訪れる人に癒しを与える、感じてもらえるまちづくりを行う。 |
| | 【目標人口】 | 495人（昭和61年のピーク時の人口） |
| | 1. 集落環境の保全に関する事項 | 建築物の高さ：戸建住宅を中心とした集落環境を目指すため建築物の高さは10m以下とする。 汚水対策：新築時における合併浄化槽の設置を義務づける。 災害対策：安全確保のために必要な措置を講じる。 |
| | 2. 集落景観の保全・形成 | 外壁：色相R・YR系/彩度6以下、Y系/彩度4以下、その他/彩度2以下。色相Nは認める。土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合はこの限りではない。自然系素材には、人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除く。 垣・柵：道路に面して垣または柵を設ける場合、すべて生垣にすることを目標とする。 |
| | 3. 公共施設の整備を図る取組み | 道路 ・市道である道路は、幅員5mを確保するため、法面を垂直に立ち上げる道路改良により、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の橙線） ・市道でない4m以上の道路は、幅員6mを確保するため、市道認定を行い、法面を垂直に立ち上げる道路改良により、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の黄線。） ・市道でない4m未満の道路は、幅員5mを確保するため、道路整備協定に基づき中心線から2.5mのセットバックを行い、道路を拡幅整備することを目標とする。（まちづくり構想図の青線。） ・県道については、道路改良により歩道の整備を図ることを目標とする。（まちづくり構想図の茶線。） 公園 ・整備予定地には原則として建築物の整備を行わない。 |
| | 4. その他の施設の整備を図る取組み | ・公園の設置を目指す。 ・グラウンドの整備を図る。 ・小川公園の再整備を図る。 ・駐車場の設置を目指す。 ・クラインガルテンの整備を図る。 ・スーパーの誘致を図る。 |
| | 5. 安全安心対策 | ・防犯灯の増設を図る。 ・まちづくり協議会によるパトロールの推進。 |
| | 6. 歴史を活かす取組み | ・若い人に古くから伝えられていることを知ってもらう機会を設ける。 ・薬師堂、秀ノ丸神社、大字が森の保全を図る。 ・昔から続く行事、活動の継承・発展。 |
| | 7. 自然を活かす取組み | ・小川・水路の改善を図る（定期的な清掃・草刈りを行う）。 ・里山の管理を行う（散策道の整備）。 ・長池の整備（桜の植樹）を行う。 |
| | 8. 地縁者の範囲 | ・小学校区と平荘町の隣接大字の範囲とする。 |
| 【附図（まちづくり構想図、まちづくり区分図）】 | | |